

間島「商埠地」設置初期の土地買収

白 榮 勳

はじめに

- I 土地買収と各種工程の展開
 - II 「間島竜井村救済会」
 - III 借地手続と借地料
- むすび

キーワード：商埠地土地買収、「間島竜井村救済会」、借地手続と借地料

はじめに

日露戦争以降、日本は露国から南満州租借地および南満洲鉄道付属地に関する経営権を継承し、完全かつ排他的植民経営を行なった。これと同時に、日本はまた盛京省の鳳凰城、遼陽、新民屯、鉄嶺、通江子、法庫門、吉林省の長春、吉林、哈爾濱、寧古塔、琿春、三姓、黒竜江省の斎々哈爾、海拉爾、愛琿、満洲里、三省の16ヶ所を開放させた。1909年までに、奉天、哈爾濱に総領事館、鉄嶺、新民府に総領事館分館、牛莊、安東、長春、吉林、遼陽、鉄嶺、斎々哈爾に領事館を、合わせて11ヶ所に総領事館および領事館を設置した。

一方間島では、1907年竜井村に韓国統監府臨時間島派出所を設置した。派出所は「韓清国境

問題確定ニ至ル迄ハ間島内ノ韓国臣民ニ対シテハ、在清帝国領事ト同一権能ヲ以テ之ヲ保護スル」と主張し、間島の開発に乗り出した。開発の事項としては、竜井村と朝鮮会寧間の電信架設、竜井村の市街地建設の準備、日本人の移住奨励と農工商業の進歩発達という3項が取上げられた⁽¹⁾。これにより派出所に憲兵を配置し、戸籍の調査、土地の占有、そして間島郵便局、間島普通学校および慈恵病院の開設など、竜井村を中心に日本の初期間島経営が着々と進められた。

1909年の「間島に関する日清協約」（「間島協約」）は、間島領有権の確定とともに、竜井村、局子街、百草溝、頭道溝を開放し、この4ヶ所に日本が総領事館および分館を設置すると規定している。この4ヶ所は一般に「商埠地」と呼ばれているが、語義上、外国人の居住および貿易のために開放する「通商地」と同義である。しかし、間島の各商埠地は清国が「みずから進んで」外国に開放するいわゆる「自開商埠」地という異質性をもっており、前記のように日露戦争以降、満洲・間島における日本の支配勢力の拡張趨勢に対する清国の「国権回復と確保」という国策上の需要から登場したものである。

間島協約締結後、清国が直面した課題の一つ

(1) 金正柱編『朝鮮統治史料（第一巻間島問題）』＜韓

国史料研究所1970年＞ 24頁-25頁

は間島商埠地の経営問題であった。というのも、過去派出所の設置により、竜井村を中心に日本の在間島支配勢力が確立しつつあり、それに加えて現在各商埠地に領事館を設置することは、日本の支配勢力がさらなる拡散を意味するからであった。したがって清国にとってそれを未然に防止するためには、まず各商埠地の区域を画定し、領事館の管轄権実行範囲を商埠地内に抑止するとともに、商埠地内における警察権や司法権など、主権確立が一大急務にならざるをえなかった。

拙稿『間島「商埠地」における中日交渉』⁽²⁾は、間島商埠地地域の画定、警察権および司法権をめぐる中日の対立的政策の実行過程を検討したものである。その補論として、小論では間島「商埠地」設置初期における清国側の土地買収過程を中心に、商埠地内の土地問題をめぐって清日は如何なる政策を実行したかを考察する。

構成は3章からなる。第1章では清国の土地買収および各種工程の展開過程を論じ、第2章では「間島竜井村救済会」成立による清国の土地買収に対する日本側の対抗策を検討し、第3章では買収土地の借地過程を概観する。時期は1909年から1915年にまで設定する。

I 土地買収と各種工程の展開

1. 商埠地人口と土地占有状況

(1) 人口と職業

竜井村商埠地には朝鮮人と日本人がもっとも多く居住していた。最初の朝鮮人移住者は、1882年朝鮮鏡城からの崔炳学という人であったが、

当時竜井村には清国人2戸しかなかったという。その後、朝鮮人移住者は年ごとに増加し、1897年17戸、1907年には87戸に増え、清国人2戸をあわせて、合計552人となる村落をつくった⁽³⁾。「間島協約」締結後はさらに増加し、1911年12月までの統計では、朝鮮人が233戸1,093人であり、清国人78戸約393人とされている。日本人の間島進出は派出所の設置とともに竜井村を中心に行なわれた。最初の成員は派出所官憲と家族、そしてそれに附随した職人および御用商人であった。その人数は同じ1911年12月の統計によれば、84戸201人である。

各国人の職業別状況は下記のとおりである。朝鮮人は総戸数233戸のうち、商業者142戸、農業者78戸、官吏13戸である。日本人は総戸数84戸のうち、商業者が45戸であり、官憲が39戸である。清国人の場合は、商業者60戸、農業者14戸、官憲4戸である。いずれも商業者が多数を占めている。(表1)

竜井村と対照的に局子街は清国の間島統治の中心地として知られている。清国人は居住者人口の多数を占めており、商業活動も主に清国人を中心に行なわれた。商埠地設置初期の局子街における国別人口および職業状況に関する記録はみあたらないが、1921年の「局子街概況」という記述には、朝鮮人が878人、そして日本人161人、中国人7,997人と統計している⁽⁴⁾。また李盛煥の1925年12月までの統計では、中国人が7,881人に対し、朝鮮人は1,414人であり、日本人は196人と推算している。いずれも中国人は朝鮮人よりはるかに多く、商業活動も中国人を中心に行われたことがうかがわれる⁽⁵⁾。

(2) 大阪経済法科大学アジア研究所『東アジア研究(第29号)』2000年8月

(3) 外務省記録明治45年5月16日在間島総領事代理副領事速水一孔外務大臣子爵内田康哉「竜井一般進達ノ

件」外務省記録『在間島総領事館調査ニ係ル「竜井一般」』外務省外交史料館所蔵1/6/1/68

(4) 満鉄庶務部調査課『調査時報』第五卷下冊第八号大正14年112頁

表1 竜井村商埠地内居住者の人口と職業別統計（1911年12月現在）

国 別	日 本 人		朝 鮮 人			清 国 人			欧 米 人
	官吏	商業	官吏	商業	農業	官吏	商業	農業	宣教師・税館員
戸 数	39	45	13	142	78	4	60	14	3
人 口	94	107	53	593	447	—	295	98	4
総 人 口	201		1,093			393			4

出典：前掲『在間島総領事館調査ニ係ル「竜井一般」』により作成

頭道溝商埠地の国別人口は以下のとおりである。すなわち、1911年4月の統計は、朝鮮人8戸38人（去年5戸31人）、日本人8戸35人であって、合計16戸73人である。商業者の戸数と人口は、清国人74戸336人であり、朝鮮人4戸22人、日本人7戸31人である。局子街商埠地と同じく清国の商人が多数を占めている。

百草溝商埠地内には、清国人1戸のみで、朝鮮人および日本人の居住者はいなかった⁽⁶⁾。

(2) 土地の占有状況

前述のように、竜井村商埠地には朝鮮人、日本人がもっとも多く居住しており、竜井村は間島における朝鮮人、日本人の政治、教育、文化、商業の中心地と言われていた。1905年いわゆる日韓保護条約の締結後、竜井村は朝鮮独立運動の根拠地とされ、活発な活動が行なわれた。李相高（「海牙密使事件」の1人）らは竜井村に「瑞甸義塾」を開設し、間島における民族教育学堂の嚆矢とも言われている。1907年日本は統監府間島臨時派出所を竜井村に設置し、間島普通学校、間島郵便局、間島慈恩病院など諸施設

を開設した。間島協約締結後、派出所の庁舎を引続き利用するかたちで竜井村に間島総領事館が設置された。

朝鮮人および日本人の間島進出は土地占有に伴って進められた。朝鮮人がはじめて竜井村の土地を大量に獲得したのは、派出所時代、清国へ帰化した一人の朝鮮人が個人の名義で土地を大量に購入して、それを数百人の朝鮮人に売却したことがその端緒であるという⁽⁷⁾。清国は一貫して「易服雜髮」の者、すなわち清国に帰化する朝鮮人のみに対し土地所有権を認めるという方針をとった。しかし、派出所設置以来、派出所は在間島「韓人ニシテ辮髮清服ヲナルモノモ帰化鮮人トシテ認メサル」⁽⁸⁾と朝鮮人の帰化事実を否認するとともに、さらにみずから「韓人ノ土地購買ヲ有効スヘキ訓示ヲナシ」、朝鮮人の土地獲得を促進した。それにより朝鮮人は清国人から土地を入手し、「其権利ノ派出所ニヨリテ保護セラルヘキヲ信シ、手続ノ如何ヲ問ハス、土地ヲ購入シテ、耕作ニ従事スル者次第ニ増加」するという状況が生じた⁽⁹⁾。これと並行し、派出所は官庁舎および間島普通学校、慈

↙ (5) 『近代東アジアの政治力学—間島をめぐる日中朝関係の史的展開—』(錦正社1991年) 395頁

(6) 明治44年4月8日在間島頭道溝副領事代理通訳生清野長太郎外務大臣伯爵小村寿太郎殿「商埠局ノ作成ニ係ル『商埠地一覽表』送付ノ件」。明治44年6月22日在間島総領事永滝久吉外務大臣候爵小村寿太郎殿「百草溝商埠局撤退ノ件」外務省記録『間島開放一件』

外務省外交史料館所蔵3/1/1/53以下『開放』と略称

(7) 明治44年6月21日在間島総領事永滝久吉外事局長小松緑殿「商埠地内ノ日鮮人所有地保留方ニ関スル件」前掲『開放』

(8) 前掲『朝鮮統治史料(第一巻間島問題)』98頁

(9) 同上147頁

恵病院、間島郵便局など諸施設の敷地を中心に土地占有を敢行した。日本人個人の土地占有は、派出所周辺の敷地を中心に行なわれた。したがって派出所撤廃にいたるまで、竜井村には朝鮮人、日本人がすでに大量の土地を占有していた。総領事館の統計によれば、1910年3月まで、朝鮮人が占有した土地の総面積は約10万坪、日本人の占有地の総面積は5,300坪である。ここに特に注目されるのは派出所時代、日本と韓国両政府が各自の名義で土地を占有したことであるが、その総面積は日本政府が約24,000坪、韓国政府が7,600坪であって、合計約32,000坪の土地は日韓両政府に占有されていた。

竜井村と違って、「局子街、頭道溝及百草溝ノ商埠区域内ニ於テハ、日韓人所有ノ土地及家屋一モ無」という状況であった⁽¹⁰⁾。

2. 土地買収と各種工程の展開

(1) 土地買収の基本方針

1909年9月、清国間島地方政府は商埠地経営の機関として、局子街に「商埠総局」を設置し、竜井村、頭道溝、百草溝3ヶ所には隸属機関の「商埠局」をそれぞれに設けた。竜井村商埠地の場合、かつて派出所との交渉機関であった「派弁所」を「商埠局」と改名し、局長1名に事務員2、3人を設け、業務を始めた。

同年10月、商埠総局が制定した『吉林東南路商埠租建章程（草案）』（以下『商埠租建章程』と略称）は、間島各商埠地における土地買収に関する基本方針を示している。これによると、「各商埠ノ土地ニシテ公共用ノ為メニ収用スヘキモノアルトキハ、既ニ経営ニ着手シタル土地

ト雖モ、規則取扱ニ従ヒ、立退カサルヘカラス」（第3条）とされており、「各商埠内ニ於ケル地所ハ商埠局ニシテ都テ之ヲ買上ケタル上更ニ貸下クヘシ。内外人ニ拘ス相對ニテ貸借又ハ売買スルコトヲ得ス」（第4条）と規定している。要するに、各商埠局は、商埠地内各国人の占有土地（地所）を買収したうえで、それを官有地として清国人、朝鮮人、日本人など内外人に貸し下げる。土地の自由売買は禁止されている。

では、買収した土地を如何なる方法で貸し下げるか。「各商埠ニ於ケル地所ハ上、中、下三等ニ區別シテ貸下クヘシ」とされ、地租は「上等地每畝一ケ年銀二十四元、中等地每畝一ケ年銀十八元、下等地一ケ年銀十二元」（第5条）と規定している。そして借地手続に関しては、「土地借用者ハ内外人ニ拘ハラズ、先ツ商埠局又ハ商埠分局ニ某地何等地若干借用方ヲ願出シ、並ニ約定金トシテ貸上料ヲ納付シタル上、商埠局ニ於テ丈量シ貸下クヘシ。但シ外国人ナルトキハ所管領事ヨリ照会ノ上取計フヘシ」（第8条）である。借地手続を終えたものには、商埠局より「借地券」を下附するが、「借地券下附ニ就テハ、毎券料金二元ヲ納ム可シ」（第14条）と規定している⁽¹¹⁾。

(2) 土地の買収過程

1910年4月から、各商埠局は商埠地内の土地を買収し始めた。まずは百草溝商埠地だが、そこには市街地が形成されておらず、住民はわずかに清国人魏氏1戸のみであり、広汎な土地も彼一人が独占していた。したがって土地買収は地主魏氏の所有土地を対象に行なうはずであった

(10) 明治43年4月18日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎殿「竜井村商埠地内日韓人所有地ニ関スル件報告」外務省記録『竜井村商埠地内ニ於ケル日韓人土地及家屋等処分関係雜件』外務省外交史料館所蔵3/12/1/171

(11) 明治42年11月26日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎「開埠地章程其他諸規則ニ関シ修正案送付ノ件」外務省記録『間島開放地諸規則協定交渉一件』外務省外交史料館所蔵3/1/1/47

が、借地者がいないということもあって、大規模な土地買収は行なわれず、一部官庁舎の敷地に止まった。翌年6月、該地に設置された「商埠局」、「巡警局」は、商埠地内の居住者が少なく、経費節約という理由で撤廃され、その事務を汪清知県に移し、巡警局に所属する巡警を初期の20名から10名に減員した⁽¹²⁾。

局子街商埠地は、現有の市街地から離れた畑地に設けられた。土地買収は主に商埠地境内の畑地を対象に行ない、市街地に接する一部の土地は地価が高かったため、買収までにはいたらなかった⁽¹³⁾。

頭道溝商埠地における土地買収の規模はもっとも大きかった。商埠地総面積約13万2,000坪のうち（清国側が画した商埠地の総面積は約10万坪であったが日本側の反対により約3万2千坪が追加された）、約10万坪（約9万5,400坪の耕地と約5,400坪の荒地）が買収された。その中で、商埠局は市街地に接する約1万2,600坪を毎畝（1畝約180坪）につき46吊（約10円）で買収し、それ以外の土地は、毎畝につき一律20吊（約4円40銭）という安価で買収した⁽¹⁴⁾。

竜井村商埠地は市街地全体を包含し、さらに周辺の畑地、荒地も含み、総面積は約15万坪であった。前記のように竜井村には朝鮮人、日本人さらに日韓政府の名義で大量の土地が占有されており、総面積約13万7,000坪にのぼる。この実態を永滝久吉総領事の「現市街ノ大半ハ両国人ノ有ニ係リ、又道路ノ如キモ出張所（派出

所一筆者）時代ニ於テ、大凡ノ目標ヲ示シ、之ヲ道路トナセルノミニテモ買収セルモノ無。（中略）今使用スル道路ノ敷地ハ、之亦大半日韓人ノ私有地タル等」という報告が如実に反映している⁽¹⁵⁾。竜井村商埠地での土地買収は、まず総領事館に隣接する畑地から着手し、該地に店舗を開設する希望者に区域を画し貸下の準備を行なった。市街地内の土地に対する大規模な買収は行なわれていない。

その理由は以下の2点が考えられる。

第一は、商埠局の土地買収料の調達難ということである。前記の『商埠租建章程』は、その後吉林巡撫、東北三省総督をへて中央政府に送付され、裁可を求めることになる。したがってその期間土地の買収料に関して、中央政府の予算もなければ、明確な規定もなかったため、買収は主に間島地方政府の地方財政によるものと考えられる。この点に関し、1910年4月永滝久吉総領事の「商埠地章程未ダ協定ヲ経ズ加フルニ之ガ買収費ヲ那辺ヨリ支出セラルベキヤモ不明」⁽¹⁶⁾であるという報告が、そうした実状を証明している。1911年度竜井村商埠局の土地買収料の予算はわずか1万円弱であり、窮地に陥った。買収料を調達するために、竜井村商埠局は頭道溝、百草溝両商埠局の予算から1万円を繰替える案を立てたが、結局それも実現できなかった⁽¹⁷⁾。

第二は、後述するように、「間島竜井村救済会」の開設である。土地買収は朝鮮人、日本人

(12) 明治44年6月22日在間島総領事永滝久吉外務大臣侯爵小村寿太郎殿「百草溝商埠局撤退ノ件」前掲『開放』

(13) 明治44年10月12日在間島総領事永滝久吉臨時外務大臣伯爵林董殿「間島内各商埠地ニ於ケル清国側ノ施設ニ関スル報告」前掲『開放』

(14) 明治43年9月2日在間島頭道溝副領事吉岡彦一外務大臣伯爵小村寿太郎「当地商埠地経営現状及清国側ノ予定セル借地年租低減セスムベキ事情ニ関スル件」

前掲『開放』

(15) 明治43年4月18日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎殿「竜井村商埠地内日韓人所有地ニ関スル件報告」外務省記録『竜井村商埠地内ニ於ケル日韓人所有土地及家屋等処分関係雑件』外務省外交史料館所蔵3/12/1/171

(16) 同上

(17) 明治44年6月21日在間島総領事永滝久吉外務局長小松緑殿「商埠地内ノ日韓人所有地保留方ニ関スル件」↗

表2 各商埠地における「模範家屋」の借受状況（1911年10月現在）

地名	総棟数	総間数	借受人と棟(間)数		空き家
竜井村	18棟	86間	税関事務所	3棟15間	7棟39間
			税関外国人	1棟4間	
			税関中国人	1棟3間	
			日本人(雑貨店)	1棟5間	
			間島病院	1棟6間	
			中国人(2人)	3棟9間	
			間島倶楽部	1棟5間	
合計	11棟47間				
局子街	12棟	78間	ロシア領事館	4棟28間	0棟4間
			日本人(8人) (飲食店、料理屋)	8棟46間	
			合計	12棟74間	
頭道溝	2棟	10間	日本人	1棟5間	1棟5間
			合計	1棟5間	
百草溝	7棟	31間	領事館出張所	3棟11間	1棟5間
			商埠局附属機関	1棟5間	
			中国人(3人)	2棟10間	
			合計	6棟26間	

出典：明治44年10月12日在間島総領事永滝久吉臨時外務大臣伯爵林董殿「間島内各商埠地ニ於ケル清国側ノ施設ニ付報告」により作成前掲『開放』

の土地占有権を喪失し、在間島日本の支配勢力の衰退を意味するものであった。そのため、日本が対抗策として登場させたのが「間島竜井村救済会」の成立であるが、救済会は朝鮮人および日本人に資金を支出し、さらに救済会自ら土地を買い占めるなど、清国の土地買収を阻止しようとした。

(3) 各種工程の展開

商埠局は土地買収に伴って、各商埠地の市街地建設に取り組み、「模範家屋」、道路、公園、水溝を中心に各種工程を行なった。

「模範家屋」は煉瓦建ての平家であるが、商埠地内居住の内外人向けに賃貸屋として使用された。(表2)例えば、1911年10月まで竜井村

商埠地は18棟86間の「模範家屋」を建築した。一間は間口が約1丈1尺、奥行2丈4尺であった。賃貸料は各商埠地において少々差異があったが、竜井村商埠地の場合は一間につき、毎月15吊から20吊のあいだを浮動していた⁽¹⁸⁾。

そのなかで、頭道溝商埠地における各種工程はもっとも注目される。商埠局は買収した土地に、領事館分館の官庁舎、商埠局庁舎を建築する計画を立て、工程を進めた。そして約5万吊を投入し、12棟の新築を完工するとともに、1万2,000吊で、「模範家屋」2棟(計画では8棟を建築する予定であったが、経費および材料の不足により2棟に止まる)を新築した。また約2万吊を費やし、車道、人道をわけて長さ343丈、幅4丈3尺の道路を修築した。この地は

前掲『開放』

(18) 明治45年5月16日在間島総領事代理副領事速水一孔ヨリ外務大臣子爵内田康哉宛「竜井一般進達ノ件」

外務省記録『在間島総領事館調査ニ係ル「竜井一般」』
外務省外交史料館所蔵1/6/1/68

「新市街」と呼ばれ、朝鮮人日本人の移住者が次第に増えた。一方、旧市街においては、商埠局は各戸に命じ、道路両側に木板で幅1尺5寸、深さ2尺5寸の水溝を修築し降雨排水に備えた。公園建設には約1万吊が投入され、公園管理用の「監視屋」1棟を新築し、公園の東側には3棟の住宅を建てた。東南には海蘭河に沿って内側に防岸工事を施し、公園周辺には木柵を立てて囲んだ。公園の中には歩道、休憩場などが設けられていた。

各国商人の商業活動は盛んだった。特に清国人の飲食店、銭湯および零細工業を中心に店舗数が増加し、竜井村をへて局子街や朝鮮会寧との貿易も行なわれた。清歴4日、9日を「市場日」と定め、各国商人でにぎわっていた。1910年末までに清国商人は約200人、駐屯官憲約1,000人に増加し、次いで朝鮮人が9戸28人（去年1戸5人）、日本人8戸28人（去年4戸11人）であり、それぞれに増加率を示している⁽¹⁹⁾。

II 「間島竜井村救済会」

1909年12月15日清国外交部は駐清国各国大使に照会して、「間島協約」第2条の規定に基づいて、清国は琿春、竜井村に「琿春関」と「延吉分館」を設置する、両地の税関は、輸出貨物の税率を各通商税関の現行の税則に準拠して関税を徴収するという趣旨を伝えた⁽²⁰⁾。

1910年1月1日、竜井村に延吉分館が設置され、12日から徴税を始めた。税関の設置は朝鮮、日本の商人の貿易活動に影響を及ぼすこととなった。というのは「当地ノ日韓商人ハ、皆資本少

額ニシテ、大規模ニ商品ヲ本邦ヨリ直輸入スル実力ナキ」にもかかわらず、朝鮮の清津また会寧からの輸入商品は二重の課税を受けることになったからである。

例えば、清津から竜井村に輸入する場合、輸入者はまず清津で輸入税を課せられ、さらにまた竜井村において延吉分館による課税を受けなければならなかった。さらに延吉分館で輸入税納付済みの貨物が、頭道溝商埠地、局子街商埠地へ転輸する場合、その地でさらに賦課されることもあったという。このような二重、あるいは三重の課税は、小規模の貿易業を営む朝鮮人また日本人にとっては過重な負担となり、「商人ノ蒙ル不利益尠ナカラザル」、「清津及会寧ノ商人ハ不尠打撃ヲ蒙リ…中ニハ閉店ノ已ムナキヲ見ルニ至ル」という状況を生み出す結果となった。このような状況を背景にして、一部朝鮮、日本の商人は資金を捻出して、「間島通商公司」という組合を設置し、商品の直輸入の計画を立てる動きがあった。

これに苦慮した永滝総領事は、外務省に、「当地ニハ一モ本邦金融機関ナキニ由リ、少資本ヲ有スル本邦商人ハ、到底大規模ノ営業ヲ為スヲ得サルヲ以テ、金融機関ノ設置ニ関シ種々講究中ナルカ、金融機関ノ不備ヨリシテ、商人ハ勿論、官民一般ノ蒙ル不利不便頗ル大ナルニ由リ、大韓銀行若クハ韓国農工銀行ニ於テ、此地ニ支店又ハ出張所ヲ設置」することが緊要であると報告し、金融機関の設置による現状改善を求めた⁽²¹⁾。永滝に同調して、速水一孔局子街分館副領事は、間島に金融機関の設置計画に賛成の意を表明するとともに、そのためにはまず

(19) 明治44年1月在頭道溝副領事代理通訳生清野長太郎在間島総領事永滝久吉宛「当地商埠地現状報告ノ件」前掲『開放』

(20) 明治42年12月23日在清国伊集院公使ヨリ小村外務大臣宛「琿春及間島通商地ニ清国税関設置ニ関スル件」

『日本外交文書（第42巻第1冊）』771-773頁

(21) 明治43年1月19日在間島総領事永滝久吉ヨリ外務大臣伯爵小村寿太郎宛（公信第16号）「竜井村清国税関設置ノ地方商業ニ及ボセル影響報告ノ件」『日本外交文書（第43巻第1冊）』639頁

吉林官帛と、日本の金貨本位の通貨とを円滑に相流通させる方法を講じるのが「現時ノ一大急務」であると進言した⁽²²⁾。

一方、商埠局の土地買収は、竜井村商埠地内の土地価格を暴騰させた。一部の朝鮮人、日本人は巨額の利益を求めて、土地を商埠局に売却する傾向が現われはじめた。地価は1坪日本円15円に及ぶ地所もあった。

1911年5月、竜井村商埠地では大火災が発生した。大火は市街地の大半を焼却し、朝鮮人の3分の2の住宅が全焼した。災害を受けた朝鮮人および一部の日本人は、住宅再建の費用あるいは商業資本金を求めて、清国人や商埠局に土地を売却する動きがではじめた。総領事館の調査によれば、朝鮮人の中に、もし土地を買う相手がいれば、今でもすぐ売却したいとする土地の総面積は約1,500坪であり、土地を抵当にして融資を希望するものの土地の総面積は約5,000坪であって、合計6,500坪の土地が売却か、あるいは抵当の対象になっている。日本人の中でも売却あるいは抵当の土地面積が約1,000坪とされている⁽²³⁾。

土地買収と売却は、朝鮮人、日本人の土地占有権を喪失することを意味し、在間島日本の支配勢力の軟弱化につながるものであった。6月15日、小松緑朝鮮総督府外事課長は永滝総領事あてに、朝鮮人、日本人の土地売却は「日鮮人終局ノ利益ヲ縮小シ、清国ノ勢力ヲ助長スルニ過キザル次第ニ付、此際日鮮人ノ便宜ヲ計ルノ手段ヲ講シ、我利権ヲ拡張スヘキ基礎ヲ作ルノ

必要アルヘク」と申し入れるとともに、解決手段として小松は、総督府が「救済金」を支出し、融資により土地売却を防遏するとの総督府の趣旨を伝えた⁽²⁴⁾。

これに対し永滝は、「素ヨリ本官ニ於テモ日鮮人ノ土地所有権ヲ永続セシメンコトヲ熱望」していると同感を示したうえ、朝鮮人日本人の土地売却の理由は「流通資本ヲ得ル為メ」であるものの、間島には「資本ノ融通ヲ受クヘキ銀行、又ハ組合等ノ設備全ク之ナキ。当地方ニ在テハ土地ヲ有スルモ、家屋ヲ建築スベキ資力、又ハ商業資本ヲ有セサル者頗ル多キ実情ナル」と回答し、小松の意向に賛成を表明した⁽²⁵⁾。

では、総督府からの「救済金」を如何に使用するか。これに対し永滝は以下の案を提出している。第一は、土地の抵当で融資を希望するものに対しては、土地1坪につき1円または1円50銭を貸し出し、利率を年1割ないし1割2分に定める。第二、土地売却を希望する者に対して、1坪につき3円以内の地価で、その土地を「救済会」が買収する。第三は、災害を受けて家屋の建築費用を希望する者（主に朝鮮人）に対して、20戸ないし30戸を対象に、1戸につき300円以内をもって貸し金を支出し、新居完工後は入居者に一定の金額を徴収して返済にあてる⁽²⁶⁾。

9月28日、竜井村総領事館内に「間島竜井村救済会」（以下「救済会」と略す）事務所が設置され、活動を始めた。「救済会」は、「主トシテ間島竜井村及其ノ付近在留朝鮮人救済ノ為、

(22) 明治43年1月28日、在局子街副領事速水一孔ヨリ外務大臣伯爵小村寿太郎宛「間島地方ニ於テ金融機関設置ニ関スル愚見具申」外務省記録『間島銀行設置の儀ニ付在内地永滝総領事稟申一件』外務省外交史料館所蔵 3 / 3 / 3 / 40

(23) 明治44年7月31日在間島総領事永滝久吉外務大臣侯爵小村寿太郎殿「当商埠地内日鮮人所有地保留方ニ

関シ朝鮮総督府ト往復ノ件」前掲『開放』

(24) 同上

(25) 明治44年6月21日在間島総領事永滝久吉外事局長小松緑殿「商埠地内ノ日鮮人所有地保留方ニ関スル件」前掲『開放』

(26) 同上

不動産ノ売買貸與、又ハ不動産ヲ抵当トシテ資金ノ貸付ヲ為スヲ以テ目的トス」るものであった。具体的内容は、①不動産の買収②会員に対する不動産の譲渡または資金の貸付③会員に対する年賦または定期償還の方法で、不動産を抵当にして資金を貸付するなどであった。

「救済金」は「臨時恩賜公債」という名義で、羅南朝鮮銀行出張所から2万5,000円が支出された。会長は永滝総領事が兼任し、任期は2年であった。会長の下には、朝鮮人5人、日本人2人合わせて7人の協議員を設けて、任期を1年と定めた⁽²⁷⁾。

救済会は10月31日までに、日本人2人、朝鮮人45人合わせて47人に総額8,164円を貸付した。また日本人1人、朝鮮人13人に2,599円を貸付して、「救済会」の名義で、みずから約2,634坪の土地と2棟の家屋を買い占めた。その結果、「本年五月火災時ニ、家屋ヲ焼失シ、或ハ清国人ニ負債ヲ有シ、又ハ資本ニ欠乏シ、困難ヲ感セル者等ハ、夫々応急金融ノ途ヲ得為ニ、家屋ノ建築ニ着手セルモノモ少カラサル状況」となり、清国への土地売却傾向は次第に緩和しつつあった⁽²⁸⁾。

救済会の設立と活動は、清国の商埠地土地買収に対抗するかたちで行なわれた。活動範囲は、竜井村商埠地内に止まらず、その外、いわゆる「雑居地」にまで及んだ。そこには朝鮮人日本人の清国への土地売却を防遏することにより、間島における日本の支配勢力を確保するという目的があった。ここで特に注目すべきなのは、救済会がみずから土地、家屋など不動産の所有、売買を行なったという点である。1918年救済会は「間島救済会」と改名し、東洋拓殖株式会社

表3 「間島竜井村救済会」の土地家屋の買収状況

年 度	内 容	土地・家屋の買収	
		土 地(坪)	家 屋(棟)
1911.9.28-1911.10.31		2,634	2
1911.11.1-1912.1.11		3,204	4
1912.1.12-1912.2.29		303	0
1912.3.1-1912.6.30		666	7
1912.7.1-1912.9末		65	0
1912.10.1-1912.11.15		1,527	11
1912.11.16-1913.1.31		920	1
1913.2.1-1913.5.31		315	2
1913.6.1-1913.12		85.5	0
合 計		9,719.5	27

この統計は1911年9月から1913年12年末にかけて、間島総領事館が朝鮮総督府宛に資金貸付および土地買上状況に関する報告内容(統計)により作成。前掲『開放』

に業務および財政を委託するとともに、間島全域にわたる活動を引き継いだ。(表3)

Ⅲ 借地手続と借地料

既述したように、清国は各商埠地の土地を買収し、その土地を官有地として内外人向けに一定の借地料をもって貸し下げると主張した。それでは、各商埠地において借地の手続と借地料の支払いは、一体どのように行なわれていたか。

(1) 頭道溝商埠地

借地者はまず土地の所在および面積などを記入し、商埠局に借地申請を行なう。これにより商埠局は土地面積を測量し、「借地券」(租借契約書)3通を、商埠局、領事館分館、借地者三者がそれぞれ各1通を預かる。借地料は地所の測量日から計算するが、『商埠租建章程』がま

(27) 「間島龍井村救済会会則案」明治44年8月26日臨時朝鮮総督府総務部長官事務取扱小松緑在間島帝國領事永滝久吉「間島龍井村在留民救済ノ件」前掲『開放』

(28) 明治44年11月1日在間島総領事永滝久吉外務大臣子爵内田康哉殿「龍井村在留日鮮人救済会状況報告第四報」前掲『開放』

だ中央政府の裁可をえていないため、該章程の施行日を待って、将来借地料全額を一時に即納することになっている。

しかし、借地料の即納は、借地者に過重な経済的負担を与えることになる。しかも当時朝鮮人のあいだには、借地権を転譲する実例が多数に発生しており、一つの土地が数人の手を経る例もあるという。それに転譲手続の不備という原因もあって、例えば数人をへて借地権が転譲された場合、最初の借地者の姓名、住所が不明となったりもして、結局最後に転譲された者が、前者の分まで借地料の全額を支払わなければならなかった。

これを防ぐために、頭道溝領事館分館は、分館限りの「一時便宜的措置」として、1913年から、借地者に対し、1畝につき年間10円の割合で借地料を豫収し、将来『商埠租建章程』が施行される際に、豫収借地料を商埠局に交付することに定めた。これに対し、商埠局は豫収借地料の返金を要求したが、分館は「商埠章程ノ速成ヲ促ス点ヨリ考フレハ成ルヘク之ヲ肯ンセサル」という理由で拒否した⁽²⁹⁾。

(2) 局子街商埠地

頭道溝商埠地と違って、借地者人はまず願書(氏名、借地畝数などを記入したもの)を領事館分館に提出する。それに基づいて分館は公文をもって商埠局に借地申請を行なう。商埠局は期日を定めて、官員を派遣し、分館の官員、借地人三者が立会って土地の測量を行なう。これが終わると、商埠総局は「借地券」2通を作成し、そのうちの1通を借地者に渡し、もう1通

は商埠局に預ける。借地料は、1畝につき年額吉林銀24元と定め、これを12ヶ月にわけ、毎月2元の割合で、月初に分館に納付し、それを分館が商埠局に交付する⁽³⁰⁾。

(3) 百草溝商埠地

借地者は直接地主魏氏と商議して借地手続を行なう。借地契約は毎年11月に行ない、契約期間を1年に定める。契約の形式は書面によるものでなく、すべて口約の形式で行ない、「借地券」を発行しない。借地料には穀物と現金の二種類があるが、穀物の場合は、1畝につき粟3石(清国枬)、現金の場合は官帖39吊文(1914年官帖が下落したため、95吊になる)である。だが、新築地所の場合、借地者は商埠局に出頭し、同じく口約形式で手続を行ない、商埠地巡警は借地者と共に実地に出張し、地所の面積、位置などを調査した後、無期限、無料で地所を貸し出す⁽³¹⁾。

各商埠地における借地手続と借地料の不統一はさまざまな問題を生じかねないものであった。頭道溝商埠地での借地料の即納は、借地者の借地料支弁難を生み出し、領事館分館の借地料の豫収は清国の抗議を招致した。また借地料の支払いに日本円、吉林銀、吉林官吊、穀物の粟が通貨として使用されていることは借地者に不便、不利をもたらした。百草溝の地所の無期限、無料の貸出しは、借地者としては一時的利益になるが、曖昧で後日の中日紛議の種になりかねないものであった。

この現状を憂慮した塚與三吉総領事代理は、早急に中国と交渉を行ない「仮協定」を締結し、

(29) 大正3年7月29日在間島総領事代理塚與三吉外務大臣男爵加藤高明殿「商埠地借地料及借地手続取極方ニ関スル件」前掲『開放』

(30) 大正3年7月10日在局子街領事分館主任外務書記生木嶋仙蔵在間島総領事代理領事塚與三吉「商埠地借

地手続ニ関スル件」前掲『開放』

(31) 大正3年6月30日百草溝出張所主任横尾勇太郎総領事代理領事塚與三吉「商埠地内借地ニ関スル件」前掲『開放』

各商埠地において借地手続と借地料の統一をはかるべきであると主張した。その内容はまず借地料について、地価が上昇する趨勢を顧慮し、現在の地価を基準にして速やかに各商埠地の借地料を確定して統一すること。借地手続に関しては各分館において「借地券」を厳密に査証するとともに、その1通を各分館に存置するなど、領事館の参与権を強めようとした⁽³²⁾。

むすびに

「間島協約」締結後、清国が直面したのは、早急に間島における主権の回復と確立という課題の処理であった。前述のように、過去派出所は間島を韓国の領土であるとの前提の下で、憲兵を駐在させ、土地を強占するなど、間島経営を着実にこなっており、とりわけ竜井村商埠地を中心に、大量の土地は朝鮮人、日本人さらに日韓両国政府によって占有された。その後、間島協約成立により派出所の撤廃をむかえたが、間島の4ヶ所に設置された総領事館および分館は、従来派出所の任務を引き継いで執行した結果、在間島日本の支配勢力のさらなる膨脹の局面を醸成した。したがって、間島協約が清国の間島領有権を正式に承認した以上、清国としては日本の支配勢力の膨脹を抑制し、さらに間島から排除することが、主権の回復、確立に直接につながるものであった。

その一環として行なわれたのが各商埠地における清国の積極的経営であった。すなわち清国は各商埠地の区域を画定するとともに、商埠地

における警察権、司法権、行政権などの主権行使は清国側に属すると主張し、主権の確立をねらって確実な政策実行に乗り出した。また、商埠地内の土地買収は、朝鮮人や日本人の土地占有権を根本的に否定するとともに、日本の既存支配勢力の基盤を一掃するために行なわれたものである。

これと関連して間島「雑居地」において、清国は朝鮮人の土地所有権獲得を制限した。間島協約第5条は、雑居地（墾地）に居住する朝鮮人所有の土地、財産に対し、清国は清国人所有の土地、財産と同様に保護すると規定しており、条約上では朝鮮人の土地財産の所有権が認められている。ところが、この条項に対する清国側の解釈は、「原文明係指保護韓民已有産業而言、非有強中国以土地買與韓人之文義。且切實保護云者、必既有其物、而後有保護之理」であった⁽³³⁾。すなわち第5条の朝鮮人の「土地、財産」とは、協約締結以前の朝鮮人既有の土地財産を指しており、「保護」の対象も同じく既有の土地、財産であって、将来の土地財産の所有権獲得を意味するものではない、ということであった。では、将来において朝鮮人は如何なる方法で土地所有権を獲得することができるかについては、清国は「易服薙髮」の者、すなわち清国へ帰化した朝鮮人のみに対し、土地所有権を承認するという政策を一貫した。その典型的法令は1914年延吉県公署が公布した未帰化者に対する土地売買禁止令である⁽³⁴⁾。

清国側の政策実行は、日本の在間島の支配勢力の軟弱化、さらに排除されることを意味した。

(32) 大正3年7月29日総領事代理領事塚與三吉外務大臣男爵加藤高明殿「商埠地借地料及借地手続取極方ニ関スル件」前掲『開放』

(33) 明治43年4月22日在間島総領事永瀧久吉外務大臣伯爵小村寿太郎「雑居地域内ニ於ケル韓人ノ地所買入ニ関シ地方官ト交渉ノ件」外務省記録『竜井村商埠地

内ニ於ケル日韓人土地及家屋等処分方關係雜件』外務省外交史料館所蔵3/12/1/171

(34) 中華民国3年10月14日「吉林延吉県公署飭」外務省記録『竜井村商埠地内ニ於ケル日韓人土地及家屋等処分方關係雜件』外務省外交史料館所蔵3/12/1/171

この危機から日本は治外法権実行の結果として商埠地居住の朝鮮人、日本人は領事裁判権に服従し、朝鮮人、日本人に関する警察権および司法権の実行は当然日本に帰属するものと反発した。とくに清国側の土地買収の阻碍をねらって、「間島竜井村救済会」を組織し、資金の下付、不動産の売買など、既存勢力の確保に乗り出したのである。

商埠地における既得権に関する法的根拠として、日本は1896年の「日清通商航海条約」第4条の規定を提示し、「開放地ニ於テハ已ニ外人ノ営業居住ノ自由権アル以上、右地帯ニ於テ土地ノ租借家屋ノ売買等ハ自由ナルヘク」と主張した⁽³⁵⁾。そこには間島各商埠地を租界地化へ傾

斜させる潜在的意図があったと言えよう。一方、雑居地居住朝鮮人の土地所有権問題に関して日本側は、間島協約第5条の規定は、朝鮮人既有的土地財産の所有権のみを指すのではなく、将来の土地所有権獲得をも包含するものであり、既有と将来という両面的意味をもっていると解釈したのである。

このような清日間の対立は、日露戦争以降日本の朝鮮、大陸政策の延長線で展開された。その中で、清国は在間島朝鮮人に対する支配権の確立と、間島を通じて日本の満洲侵略勢力の拡大を阻止するという二重の課題を背負っていた。ここに間島「商埠地」―「自開商埠」地の本質が表れている。

(35) 「竜井村近郊ニ於ケル邦人ノ土地所有権研究」大阪経済法科大学間島史料研究会編『満州事変前夜におけ

る在間島日本総領事館文書(上)』(大阪経済法科大学アジア研究所1999年) 117頁